（参考資料）　　福祉施設照明器具LED化事業　前回公募時の質問及び回答

No.	質問内容	回答
1	特別養護老人ホームふれあいの郷における外壁・屋根改修工事（6～11月）との調整について、現時点で想定されている施工制約（足場設置範囲・作業不可期間等）があればご教示ください。	足場設置範囲は外壁全面と想定されますが、詳細については、外壁・屋根改修工事の事業者と協議とします。現時点（５月２０日時点）では、施工者は未決定です。
2	既設LED照明器具についてもLED照明器具管理台帳へ記載するとありますが、既設LED器具について現地調査範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	ESCOサービス期間（3年間）に関して、要項及び仕様書には「照明器具等の保守」とのみ記載されておりますが、別表1　評価項目には「効果測定」とあります。測定は必要という認識で間違いないでしょうか。また、電気量の測定に関する具体的な内容を教えてください。	お見込みのとおり、効果測定をお願いします。 測定方法については、募集要領（Ｐ２　３－（６）計測検証）に記載のとおり、オプションA（国土交通省：官庁施設におけるESCO事業導入・実施マニュアル）とします。
4	別表1　評価項目に「追加提案」とありますが、提案書の様式には追加提案の項目がありません。各提案項目内で追加提案を必要に応じて入れる、という認識で問題ないでしょうか。	様式第１３号　技術提案書に記載してください。
5	各施設についてアスベストの含有有無について判明しておりますでしょうか。もし穴あけ作業が発生する場合は、別途調査費用を考慮いただけますでしょうか。もしくはレベル3相当のみなし作業で対応となりますでしょうか。	アスベストの含有調査を実施している施設があり、結果については既存建物参考図として、提示可能です。調査費用等については別途協議とします。
6	「省エネルギー保証」の記載がありますが、本事業において提案時の削減金額に満たない場合の事業者側のペナルティは想定しておりますでしょうか。	提案時の削減金額に満たない場合のペナルティは想定していませんが、提案者の責によるものの場合、募集要領（P5　７一ケ虚偽記載の禁止）の虚偽として提案が無効となる場合があります。
7	アスベストについて、本件対象施設のアスベストの調査結果はございますでしょうか。 （調査結果があれば事前にご教示頂きたい）	回答No.5のとおりです。
8	作業時間は9～17時となっておりますので、原則ご指定作業時間内での作業を計画しますが、工事の進捗状況次第で作業時間の延長は可能でしょうか？ （施設側の了承を得る前提です）	可能です。詳細は別途協議によります。
9	施工期間中は資材、廃材置場について無償にてご提供頂くことは可能でしょうか。	可能です。詳細は別途協議によります。
10	現地調査及び施工期間中、各施設に作業員の車両を駐車するスペースを無償にてご提供して頂くことは可能でしょうか。	可能です。詳細は別途協議によります。

（参考資料）　　福祉施設照明器具LED化事業　前回公募時の質問及び回答

No.	質問内容	回答
11	昨今LED照明器具の需給逼迫により納入の遅れが各メーカーで発生しております。 本事業において照明器具メーカーの生産台数が受注数に追いつかない、社会情勢の急変等が生じ、照明器具の遅れ更新作業に遅れが生じた場合、事業者の責に帰さない原因として認識してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
12	各施設において現地調査の際に天井の開口等が必要になった場合は、本工事とは別にアスベスト調査、除去作業は、発注者様にてご対応いただけますでしょうか。もしくは、別途、有償契約締結は可能でしょうか。	別途協議とします。
13	誘導灯の設置基準は、現行法、避難所施設用途等の適用は不要とし、「竣工図」の既存設置箇所のみ器具交換、電源回路、配線は流用でよろしいでしょうか。	誘導灯の設置基準については、お見込みの通りです。竣工図と現地の差異があった場合は、別途協議とします。
14	照明器具更新に伴う「ボード補修」、「ボード汚れ対策」、「竣工図と現地の差異の対応」、「配線器具、配線の不具合」「点検口の増設」「消防署、建築主事殿の指導事項対応」等は、「詳細協議」で追加精算と考えてよろしいでしょうか？	お見込みの業務については、提案で見込むこととします。
15	容易に移動できない什器等があった場合の移動費用は別途協議との認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
16	財務諸表のうちキャッシュフロー計算書は作成義務のある上場企業等の事業者のみ対象との理解で宜しいでしょうか？非上場の企業はキャッシュフロー計算書の作成義務がないため、作成していない地元企業等にとって参入障壁となる可能性があるためです。	お見込みの通りです。
17	実施要領１５（４）作成要領イ 『各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切行わないこと』とありますが、地元企業積極的活用の観点から、提案書類への地元企業名の記載や関心表明書等の添付は可能でしょうか。	審査の公平性の観点から応募者が特定される情報の記載等を禁止としているため、提案書への地元企業名の記載や関心表明書等の添付は同様に禁止とします。なお、評価項目の「市内業者の活用」に関しては参加表明書等の内容をもとに適正な採点を実施します。
18	施工の際、対象施設の開錠や施錠については、施設管理者様もしくは貴市ご担当者様にてご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りですが、状況に応じて別途協議とします。
19	土日祝日の作業は可能でしょうか。	詳細は別途協議によりますが、可能です。

（参考資料）　　福祉施設照明器具LED化事業　前回公募時の質問及び回答

No.	質問内容	回答
20	絶縁測定の結果が不良の場合は、該当箇所の修繕については貴市のご負担にて対応いただくという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
21	実施要領６（３）エ④にて『施工役割の構成企業のうち最低1者は、本市に本店、支店、または営業所等を有する者が入ること』と必ず1者を含めるよう規定されており、実施要領８では『可能な限り市内工事事業者活用を優先的に行い』と、可能な限りという表現となっておりますが、どちらを正としたらよろしいでしょうか。	実施要領８の「可能な限り市内工事事業者活用を優先的に行い」を正とします。
22	●施工期間中は作業用電源（100Ｖ）コンセントについて無償にてご提供頂くことは可能でしょうか。	可能です。
23	●施工期間中は、作業員が使用するトイレについて施設内の決められた箇所を使用させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
24	●LED照明器具更新作業時、作業区内内電灯回路（ブレーカー）の入り切りは、施設内担当者様立ち合いの元で入り切りする形でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
25	●工事期間中、各施設敷地内に必要に応じて仮設事務所（レンタルプレハブ、6～10畳程度）を設置させていただいてもよろしいでしょうか？	詳細は別途協議によりますが、可能です。
26	●工事期間中、各施設敷地内に必要に応じて仮設事務所（レンタルプレハブ、6～10畳程度）を設置させていただいた際、施設側の電灯盤より仮設電源（100V）コンセント回路を無償でお借りしてもよろしいでしょうか？	詳細は別途協議によりますが、可能です。
27	現地調査の参加人数が３名までとなっており、１事業グループにつき３名と受け取れますが、１事業グループ３名は厳しいため、１社３名までとしていただくことは可能でしょうか。	可能です。 ただし、現地調査時は高齢者や障害者が通常利用しているため、利用者への配慮の観点から可能な限り必要最小限の参加人数にしてください。また、施設職員からの指示や注意事項を遵守してください。
28	維持管理業務のなかに故障等不点灯時の対応が含まれておりますが、ギャランティードESCO事業は工事完了後に設備の所有者が取手市様となるため、シェアードESCO事業（所有者は金融役割会社）とは異なりESCO事業者が取手市様の所有設備に対して原則保険を掛けることができません。つきましては、この部分についてのご提案は任意とさせていただいてもよろしいでしょうか。もし取手市様のご了承（書面に押印いただける等）がいただけるのであれば、保険契約できる可能性もございますので、その部分の取手市様のお考えをご教示ください。	契約期間中に、機器の初期不良や故障等が発生した場合は、ご対応いただくことを前提としています。 対応方法については、提案によることとし、保険を必須としたものではありません。 想定されている保険については、事業費用に含まれるものであれば了承するものとします。